

山口しごとプラン(素案)に対する意見の内容と県の考え方

【基本的な考え方に関するもの】(1件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「山口しごとプラン」と言いつつ、取扱が「商工労働部」ですので企業団体(2, 3次産業)への就職についての施策、と読み取りました。</p> <p>但し、「仕事」「就職」となりますと、農林水産業も範囲内と考えます。企業の当分野への進出等も今後はあると思われませんが、農林水産業(1次産業)或いはそれらの壁を取り払ったいわゆる「6次産業」への就職について、関係部署と連携して施策実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>農林水産業への就業については、農林水産部が中心となって施策を実施しておりますが、当課でも情報提供等を行っており、今後も連携を図りながら当県への就業促進に向け取り組みます。</p>

【施策の方向に関するもの】(8件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
I 働き方改革の推進		
2	<p>1長時間労働の縮減と生産性の向上</p> <p>20ページ年次有給休暇取得状況の次に法改正(5日の取得義務化)の内容を記載してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載しました。</p>
II 産業人材の確保		
3	<p>4若者の就職支援</p> <p>最近の若者の就職後の現状として、県内でも3年以内の離職率の高さの問題があるのではないかと思います。素案では、県内企業での若者の離職率の現状の分析がないまま、課題や施策の方向が記載されているように見えます。</p> <p>就職後のミスマッチ、その後の離職を事前に防ぐ方策のひとつとして学生時代に行うインターンシップがあります。</p> <p>素案では、施策の方向として、インターンシップの推進と数値目標が掲げられていますが、県内企業での若者の離職率の現状の分析がなく、課題認識の記載もないため、インターンシップの目的や意図が明確になっていないような気がします。</p> <p>「県内企業と学生のミスマッチを減らし、早期の離職防止を図るため」というような目的は意識されていないのでしょうか。</p>	<p>ミスマッチを減らし、早期の離職防止対策のため、インターンシップの推進をはじめ、早い段階からの県内企業情報の提供やキャリアカウンセリング、就職説明会の実施等を行い、マッチングの強化を図ってまいります。</p>
4	<p>5女性の就業促進</p> <p>M字カーブ問題については未婚化の影響などを分析しているか。</p>	<p>現状のデータとして、M字の「底」の部分の労働力率の推移と、女性の生涯未婚率の推移との比較データを掲載しました。</p>
5	<p>6高齢者の就労促進</p> <p>全国より高齢化が進む山口県なので、全国に先駆けた高齢者雇用の取り組みが必要だと思います。</p>	<p>プランに基づき、高齢者が健康で働き続けられる職場環境づくりや、山口しごとセンター等による就業機会の確保を進めます。</p>
6	<p>7障害者の雇用促進</p> <p>47ページ2段落目について、昨今の水増し問題を踏まえ、まずは官が率先垂範して取り組むことが重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>地方公共団体等については、民間より高い法定雇用率が設定されており、県内自治体も含め、啓発に努めてまいります。</p>

7	8外国人材の雇用促進 現在、外国人労働者受け入れについて、国で議論されており、連日、報道がされている。そうした中、本プランでもp50、51で記載されているが県の取組が少ないのではないかと。	外国人労働者の雇用については、現在国において新たな在留資格について検討中であり、制度が定まった段階で、本プランの見直しについて検討します。
8	8外国人材の雇用促進 今、国で外国人労働者について議論されているが、県民の雇用にも関係してくるので、国の動きが定まったら、速やかに「山口しごとプラン」の見直しを行うべき。	
Ⅲ 産業人材の育成		
9	人材の育成について サブタイトルにあるように、働き方を改革していき、人材を確保、育成していくためには、これまでの終身雇用を前提とした施策に加えて、リカレント教育を進めて、流動化を図っていく必要があります。 現在の素案では、リカレントの観点からの記載がないため、この取り組みを記載してはいかがでしょうか。	ご意見のとおり、子育て女性や高齢者、在職者等の学び直しによる職場復帰やキャリアアップへの支援は重要であると考えており、高等産業技術学校による職業訓練や在職者向け訓練等を実施しており、具体的には65頁に記載している職業訓練を実施します。 また、リカレント教育の推進に向けた環境整備に取り組むこととしており、国や教育機関、関係団体と連携しリカレント教育の拡充に努めていくこととしています。

【数値目標に関するもの】(1件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	数値目標に「民間企業の年次有給休暇取得率」があるが、民間以外を含めた全体については定めないので。(働き方改革に向けた全県的な機運醸成として行われている「年次有給休暇の取得促進キャンペーン」では、学校や役所等も参加対象とされているが。)	国の数値目標が民間企業の取得率となっていることから、国と対比しながら進行管理するため、県も民間企業を対象としました。

【表記に関するもの】(4件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	16ページ数値目標「5 25～44歳の働く女性の割合」及び「6 65～69歳の働く男女の割合」について、他の項目と同じように「%」をつけたらどうか。	「%」を記載します。
12	年代表記の殆どが元号西暦併記又は西暦のみなのは有難かったです。今後の事を考えますに、パブリックコメント(県民意見募集)全てについて西暦のみ表記に統一すべきではと感じます。	プラン策定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組等については、西暦・和暦を併記し、今後の取組等については西暦のみの記載としました。 なお、他部局の計画における対応についても頂いた御意見を共有させていただきます。

13	<p>本文中、一部に語句解説がありました。他にも県民には馴染みの無い/薄いであろう専門用語・行政用語が多数見受けられました。</p> <p>語句解説の追加(解説語句が多くなる様ならば巻末への「語句解説」の章の追加)を御願います。</p> <p>また、パブリックコメント(県民意見募集)への「語句解説」記載を一般化願います。</p>	<p>本文中の専門用語等については、複数回にわたる使用もあることから各頁ごとに「用語解説」のための「*」を付け、巻末にまとめて用語の解説を記載しました。</p> <p>なお、他部局の計画における対応についても頂いた御意見を共有させていただきます。</p>
14	<p>各頁末に語句解説があるが、最初に出てくる頁に解説が書かれているため、その後の頁で当該語句が出てきた場合、解説があるのかどうかわかりにくい。</p>	

【パブリック・コメントの実施方法や周知方法に関するもの】(9件)

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	<p>本プランは、80ページ以上の多数の資料、概要でさえ17ページとなっております。</p> <p>又内容は専門的、且つ県民の生活に直接関係する案件となっていると認識しております。</p> <p>資料の精読・意見作成の期限が1ヶ月と言うのは正直短い、と感じております。</p> <p>今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討頂けましたなら幸いです。</p>	
16	<p>県民意見募集期間中に県内一部地域では災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民もおられました。</p> <p>当状況を考慮し、意見募集の期間延長又は意見再募集をすべきと考えます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
17	<p>行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。(「県の条例等に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。)</p>	

18	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際のどの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)で。</p>	
19	<p>意見募集期間中の11月発行の県広報紙にパブリックコメントの記述は全くありませんでした。具体的案件はメ切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報にパブリックコメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願います。 ・県広報には、常時パブリックコメント/県民意見募集の一般的広報を掲載願います。 	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、10月16日付け山口新聞により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっております、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
20	<p>新聞の下5段程度掲載「山口県からのお知らせ山口県報」、山口新聞10/14に掲載されておりましたがパブリックコメントの記述は有りませんでした。</p> <p>1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われま</p> <p>す。</p> <p>今回意見募集期間内の「山口県からのお知らせ/山口県広報」に当該意見募集の記事が無かった理由を明示願います。</p> <p>今後は「山口県からのお知らせ/山口県広報」へのパブリックコメント/県民意見公募の記載実施を御願い致します。</p>	
21	<p>今回の様に県の施策として1ヶ月の期間でのパブリックコメント(県民意見の募集)が存在する中、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔となっております。</p> <p>『県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を隔月(以上の間隔での)発行としている』理由を明示願います。</p>	
22	<p>ここまでの「パブリックコメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する御返答内容、意見送付県民数・意見数より、当「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか、御判断 御明示願います。(「(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの御判断(十分・不十分)」を明示願います。)</p>	
23	<p>当件の内容は地域性専門性・県内市町自治体・企業との関係性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、関係団体・組織・企業或いは市町自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。</p> <p>(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画は、労働者代表、事業主代表、学識経験者による構成される「山口県労働審議会」において、関係者からの意見をお聴きし、その意見を踏まえて作成しています。</p>